日医発第 1646 号 (医経) 令和 4 年 11 月 21 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事 宮川 政昭 (公印省略)

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始に向けた 周知等について

今般、厚生労働省、財務省、国税庁より「消費税の適格請求書等保存方式の開始に 向けた周知等について(協力依頼)」が発出されましたので、ご案内申し上げます。

消費税のインボイス制度については、令和3年5月25日付通知文(税経20)、令和4年2月8日付宛通知文(税経88)でも、同様のご案内をしておりますが、改めて周知等の依頼を受け、ご案内するものです。

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度) が導入されることとなっています。インボイス制度においては、買手として消費税の 仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要になります。また、売手と して、令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)となる ためには、原則、令和 5 年 3 月末までに登録申請を行う必要があります。

インボイス制度に関する周知等については、別添資料の通り、①説明会への財務省・ 国税職員の講師派遣、②会報誌等への寄稿、③国税庁の特設サイト・パンフレット・ Q&A、④財務省・公正取引委員会等の Q&A について周知・ご検討いただきますよう お願い申し上げます。

また、医療機関向けの補助資料として、上記通知(税経 88)の添付資料としてお送りした「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入と医療機関の対応」を一部修正し、改めて送付いたしますのでご参照いただければ幸いです。特に以下の方は必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・事業者宛に課税売上(健康診断等)の請求書や領収書を出す医療機関等

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会 管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 【添付資料】

- ・消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について(協力依頼) (令和4年11月16日 厚生労働省・財務省・国税庁)
- (別添 1) 消費税のインボイス制度に関する説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について(厚生労働省)
- (別添 2) インボイス制度 講師派遣申込書(厚生労働省)
- (別添 2-2)会員向け消費税インボイス制度説明会を開催しませんか?(リーフレット) (厚生労働省・財務省・国税庁)
- (別添3) インボイス制度 寄稿申込書(厚生労働省)
- (別添 4) 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A の改正 について(令和 4 年 3 月 8 日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中 小企業庁・国土交通省)
- (別添 5) 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A (令和 4年1月19日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土 交通省)
- (別添6) インボイス制度のへの対応に関する Q&A について (概要) (財務省・公正 取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)
- (参考) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方(財務省・ 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)

#### 【補助資料】

- ・適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の導入と医療機関の対応 (日本医師会) (令和4年2月8日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の適格請求書 等保存方式の施行に向けた周知等について」(税経88) 添付資料を一部修正)
- ※<u>日医ニュース(令和3年12月5日)「医療問題Q&A 消費税のインボイス制度」</u> も是非ご参照ください。

https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html

厚生労働省財務省国税

### 消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、昨年より数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の5点についてご協力賜れば幸いです。

### 1. 早期登録の依頼

インボイス発行事業者の登録については、令和4年9月末時点では約120万の事業者の方が登録されています。この登録件数については、現在毎月約20万程度が登録されており、そのペースも前月比で+20%になるなど、加速度的に増加しています。こうしたことから、原則的な申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されます。そのため登録処理に時間をいただくことが予想されますので、現時点で登録を予定されている事業者の方などにおかれましては、できるだけ早期の登録申請をお願いしています。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。

また、一般的なご質問を受け付けるチャットボットやフリーダイヤルも開設しておりますので、ご活用ください。

### 2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、これまでに開催実績がある事業者団体も申し込みが可能になっています。 詳細は別添1及び2をご覧ください。

### 3. 貴団体の発行する会報誌や業界紙への寄稿

貴団体が発行する会報誌や業界紙に、インボイス制度の概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り各業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。

字数や内容についてはご相談いただけますので、寄稿の機会をいただけるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会をいただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、別添3に必要事項をご記載いただき、ご提出をお願いいたします。

詳細は別添1及び3をご覧ください。

また、当庁で作成している記事下広告などを令和4年10月中に原則的な申請期限にフォーカスしたものにリニューアルする予定です。こちらについて、完成次第、PDFデータやIllustratorファイルにてご提供させていただく予定ですので、貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんの で、厚生労働省医政局総務課にご連絡をお願いいたします。

### 4.「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします(別添4~6)。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁URLにも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるようあらためて周知をお願いいたします。

### 5. 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

(以 上)

### 制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります! (リーフレット)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

【国税庁 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の手引き】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm\_source=sonotapamph\_qr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

### 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

#### 【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax\_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\_qanda.html

【中小企業庁】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\_6\_bt\_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

### 中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\_seisansei.pdf

### 消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

1 説明会・研修会への講師派遣について

### 講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師 派遣可能です。
  - ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務 局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く ださい。

#### 派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお申込みをご検討いただけますと幸いです。
  - ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

#### 説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。 (申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の 日程を希望される場合は前広にご相談ください。

### 講師派遣のお申込み

◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

T100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 担当 太田

電子メール: oota-saeaa@mhlw.go.jp

FAX : 03 - 3501 - 2048

#### 2 寄稿依頼について

### 寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

- ◇ 貴団体(傘下団体を含む。)が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度 についての記事を寄稿します。
- ◇ 貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

#### 寄稿する記事の内容について

- ◇ インボイス制度の概要はもちろん、可能な限り貴団体(傘下団体を含む。)の業界の実態に 即した内容の寄稿をさせていただきます。
- ◇ 個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の要否の記載はできません。
- ◇ 内容等に関しての打合せを行うことがございます。

### 寄稿依頼のお申込み

◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

T100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 担当 太田

電子メール: oota-saeaa@mhlw.go.jp

FAX : 03 - 3501 - 2048

## インボイス制度 講師派遣申込書

申込日				管理番号	
開催団体名					
担当部署名 又は 担当者名				連和 Tel Mail	各先
		説明会	 会の概要		
開催日			開催時間		
開催場所	(都道府県)	(市区町村)	(地番、建物名、部)	屋番号等)	
説明会の名称					
参加人数(名)		名程度			
当日の時間割				賃保存法の説明 □	
備考	※ オンラインでの開 ※ 改正電子帳簿保存 簿保存法を分けてご言	字法の説明に関しまし <sup>・</sup>	、その旨及び使用可能 ては講師が変わる可能	能なソフト名をご記載く に性もあります。時間割	どさい。 はインボイスと電子帳
回答日		説明担当者			

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

## インボイス制度 講師派遣申込書

申込日	20xx/xx/xx			管理番号	
開催団体名	OO会				
担当部署名 又は 担当者名	○○組合事務局○○課○○		連約 Tel 03-XXXX-XXXX Mail xxxxxxxx@xxx.xx		
		説明会	の概要		
開催日	20xx/xx/xx		開催時間	13:00~14:30	
	(都道府県)	(市区町村)	(地番、建物名、	部屋番号等)	
開催場所	東京都	千代田区	霞ヶ関○−○−○	○ ○ ○ □□会館	馆(大会議室)
説明会の名称	00セミナー				
参加人数(名)	30	名程度			
当日の時間割	12:30 開場 13:00 開会 13:00 説明(インボイス制度の説明) 14:00 説明(改正電子帳簿保存法の説明) 14:20 質疑応答 14:30 閉会 ※改正電子帳簿保存法の説明 ☑ 要 □不要				
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名をご記載ください。 ※ 改正電子帳簿保存法の説明に関しましては講師が変わる可能性もあります。時間割はインボイスと電子帳簿保存法を分けてご記載ください。 ・オンラインでの開催を希望(使用ソフト名: Microsoft Teams) ・質疑時間を多めにとってほしい。				
回答日		説明担当者			

もちろん 無料!

消費稅

ドイス制度 会員向け を開催しませんか?

財務省・国税庁※から 講師を派遣 します!

※ 国税庁のほか、各国税局・ 税務署が担当します。

インボイス制度 なんて聞いたこ とないなぁ・・・





インボイスといっても 何から準備すれ ば良いの・・・

講師派遣申込書を



こんな声を聞く事業者団体 の方はいますぐ!



※ 地方支部団体等での開催をご希望の場合は最寄りの税務署に ご相談いただいても差し支えありません。

業種や要望にそった説明により、

参加者の約9割が「理解が進んだ」と回答!



たとえば・・・

こうした疑問に お答えします!

インボイスって <u>決まった様式</u>で作らなき。 いけないの…?



毎月引落しだから 請求書をもらっていない んだけど…?



卸売業 Bさん





しっかりと理解と準備を進めて 令和5年10月を迎えましょう!

親

国税庁

財務省 Ministry of Finance, JAPAN NATIONAL TAX AGENCY

厚生労働省

## インボイス制度 寄稿申込書

申込日			管理番号	
申込者				
担当部署名 又は 担当者名			連約 Tel Mail	各先
	寄稿	の概要		
機関誌名等				
掲載予定日				
上記、 掲載予定日に 対する締切日				
機関誌等の主 な業種・読者層				
予定 文字数				
希望する内容等				
備考				
連絡日	寄稿担当者			

<sup>※</sup>お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

## インボイス制度 寄稿申込書

申込日	20xx/xx/xx			管理番号	
申込者	〇〇会				
担当部署名 又は 担当者名			連和 Tel 03-XXXX-XXXX Mail xxxxxxx@xxx.xx		
		—————— 寄稿 <i>0</i>	D概要		
機関誌名等					
掲載予定日	20xx/xx/xx				
上記、 掲載予定日に 対する締切日	20xx/O/xx				
機関誌等の主 な業種・読者層	OO業				
予定 文字数	〇〇字				
希望する内容等	例)・制度の概要 - 免税事業者の対応について - ● ● 業の留意すべき点について				
備考					
連絡日		寄稿担当者			

<sup>※</sup>お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

令和4年3月8日

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A の改正について

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表後において、事業者の方々から寄せられている質問等に基づき免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を追加等(下記参照)しましたので公表します。

記

#### <改正箇所>

○【別紙1】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

Q7における免税事業者やその取引先の対応に関する考え方として、「6 登録事業者となるような慫慂等」の追加等を行った。また、簡易課税制度に関する記述の追加等を行った。

○【別紙2】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A (概要)

上記「6 登録事業者となるような慫慂等」の追加等に伴う修正を行った。

○(参考)インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

上記「6 登録事業者となるような慫慂等」の追加等に伴い、【事例3】の追加を行った。

### 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

令和4年1月19日 財 務 省 公正取引委員会 業 経 済 産 省 中 **/**]\ 企 業 庁 玉 土 交 通 省

改正:令和4年3月8日

### はじめに

このQ&Aは、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者 (注) やその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたものであり、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的としたものです。

- (注) 基準期間(個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度(事業者免税点制度)の適用を受ける事業者をいいます。基準期間における課税売上高が1,000万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者となることができます。
- (参考) 国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。 (<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm</a>) また、インボイス制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下もご覧ください。
  - ・適格請求書等保存方式の概要 ーインボイス制度の理解のためにー (令和3年7月 国税庁)
     (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf)
  - ・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A (令和3年7月改訂 国税庁)

(<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf</a>)

### Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。

A インボイス制度の実施後も、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を 控除(仕入税額控除)し、その差引税額を納税するという消費税の原則は変わりませ ん。

また、インボイス制度の実施後も、簡易課税制度 (注1) を選択している場合は、現在と同様、売上げに係る消費税額に一定割合 (みなし仕入率) を乗じて仕入税額控除を行うことができます。一方、簡易課税制度を選択していない場合、仕入税額控除を行うためには、適格請求書 (注2) (インボイス) の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者 (注3) の登録を受けることで、発行できるようになります。課税事業者間の取引では、売手は現在使用している請求書等の様式に登録番号等を追加することなどが必要になり、買手(簡易課税制度を選択していない場合)は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。

また、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な 消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係 が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

なお、インボイス制度実施に伴う事業者の対応として、インボイス制度の実施までに、適格請求書発行事業者となる売手では、端数処理のルールの見直しを含めた請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があります。また、交付したインボイスの写しの保存等や、 仕入税額控除を行おうとする買手では、新たな仕入先が適格請求書発行事業者かどうかの確認や、受け取ったインボイスが記載事項を満たしているかどうかの確認が必要となる場合があります。このような事業者の対応に向けては、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣や IT の導入支援などを行います。なお、簡易課税制度を適用している事業者は買手としての追加的な事務負担は生じません。

- (注1) 基準期間(個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合(みなし仕入率)を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組みです。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となります。
- (注2) 現行制度において保存が必要となる区分記載請求書の記載事項に加えて「登録番号」、「消費税率」及び「消費税額等」の記載が必要となります。
- (注3) インボイス制度が実施される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

- Q2 現在、自分は免税事業者ですが、インボイス制度の実施後も免税事業者であり続け た場合、必ず取引に影響が生じるのですか。
  - A インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じないと考えられます。
    - ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合 消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。
    - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合 簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除 を行うことができるからです。

そのほか、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

### - 【参考①】簡易課税制度の適用を受けられる事業者とは -

- 簡易課税制度の適用を受けられる事業者は、<u>前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税</u> 売上高が 5,000 万円以下である事業者です。
- 簡易課税制度は、<u>課税事業者の約 35%の事業者が</u>、そのうち<u>個人事業者である課税事業者に</u> ついては約 55%の事業者が適用を受けています。
- (参考) 令和2年度国税庁統計年報より

簡易課税適用者数 約114万者 / 課税事業者数 約318万者 = 約35%

(うち個人事業者:約64万者 / 約114万者 = 約55%)

### ― 【参考②】非課税とは ―

- 消費税は「消費」に対して、広く、公平に負担を求めることとしており、基本的に全ての財・ サービスに課税されるものですが、
  - 税の性格から課税対象とならないもの(土地の譲渡、有価証券の譲渡、貸付金利子など)や
  - ・ 社会政策的な配慮に基づき課税対象とならないもの(医療、社会福祉事業、学校の授業料、 住宅の貸付けなど)

については、「非課税」とされ、消費税は課されないこととなっています。

- Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような 影響が生じますか。
  - A 売上先がQ2のいずれにも該当しない課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなります。しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

なお、インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、以上の点も念頭に置いて、売上先と交渉をするなど対応をご検討ください。

(参考)下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、 別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせく ださい。

### Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、何が必要になりますか。

A 課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要となります。なお、インボイス制度の実施後も、基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は事前に届出を提出することで簡易課税制度を適用できます。簡易課税制度は中小事業者の事務負担への配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

また、課税事業者(簡易課税制度を選択している場合を含みます)がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売上先に発行する請求書等の様式への登録番号等の追加、売上先へのインボイスの交付、その写しの保存などが必要となります。

インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法令に基づき、帳簿書類について原 則7年間保存する必要があります。

### 【参考③】簡易課税制度の適用を受ける場合の計算方法等

- 簡易課税制度を適用する場合、
  - ・ 消費税の納付税額を売上税額のみから計算が可能であり、
  - ・ 仕入税額控除のための<u>請求書(インボイス)や帳簿の保存が不要</u> という点において、事務負担の軽減を図ることが可能となります。
- 具体的には、以下の算式により納付税額を計算することとなります。

- Q5 現在、自分は課税事業者ですが、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に当たり、どのようなことに留意すればいいですか。
  - A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の 8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

なお、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況の下で取引条件を見直す場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

(参考)下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、 別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせく ださい。

免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を検討するに 当たっては、以上の点も念頭に置きつつ、仕入先とよくご相談ください。

また、免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合に、仕入 税額控除を行うことができる額が減少する分について、原材料費や諸経費等の他のコ ストとあわせ、販売価格等に転嫁することが可能か、自らの売上先等と相談することも 考えられます。

- Q6 課税事業者が、インボイス制度の実施後に、新たな相手から仕入れを行う場合には、 どのようなことに留意すればいいですか。
  - A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係で留意する必要はありません。

また、簡易課税制度を適用していない場合は、インボイス制度の実施後は、取引条件を設定するに当たり、相手が適格請求書発行事業者かを確認する必要があると考えられます。

免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないため、免税事業者から仕入れを 行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに 理解しておく必要もあると考えられます。例えば、免税事業者である仕入先に対して、 「税抜」や「税別」として価格を設定する場合には、消費税相当額の支払いの有無につ いて、互いに認識の齟齬がないよう、ご留意ください。

また、具体的な取引価格の設定に当たっては、取引への影響に配慮して経過措置が 設けられていることなど、Q5の内容もご参照ください。

- Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。
  - A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主 的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者 との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不 利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、 その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地 位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します (注1)。

また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となるもの (注2) については、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。なお、以下に記載する行為類型のうち、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく、建設業法が適用されますので、建設業法の規制の対象となる場合についても、その考え方を明らかにします。

- (注1)以下において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、 また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざる を得ないことが前提となります。
- (注2) 事業者(買手)と免税事業者である仕入先との取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となります。
- (参考1)優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)で示しているとおりです。
- (参考2)下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」 (平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)で示しているとおりです。
- (参考3) 建設工事の請負契約に係る元請負人と下請負人との関係については、「建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和3年7月 国土交通省不動産・建設経済局建設業課)で具体的に示しています。

(参考4)下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、 別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせく ださい。

### 1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分 (注 3) について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者(買手)からの要請に応じて仕入先が免税 事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うことと なる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価 格を設定した場合についても同様です。

(注3) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相 当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)からの要請に応じて仕入先が免税 事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給 付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合 についても、同様です。 なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人(建設工事の下請契約における 注文者で建設業者であるもの。以下同じ。)が、自己の取引上の地位を不当に利用して 免税事業者である下請負人(建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。)と合意 することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額 も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人 に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請 代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額とな る場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する 行為として問題となります。

### 2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

また、同様に、当該仕入先から受領した商品を返品することは、どのような場合に、 どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該 仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由 がないのに、当該仕入先から受領した商品を返品する場合には、優越的地位の濫用とし て問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒む場合又は仕入先に給付に係る物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第1号又は第4号で禁止されている受領拒否又は返品として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

#### 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題

となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)が免税事業者である仕入先に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、 仕入先の利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている 不当な経済上の利益の提供要請として問題となります。

### 4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者(買手)が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となります。

また、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、免税事業者である下請負人と下請契約を締結した後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、当該下請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを当該下請負人に購入させて、その利益を害すると認められた場合には、建設業法第19条の4の「不当な使用資材等の購入強制の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

### 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

### 6 登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です(上記1、5等参照)。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

以上

### ○インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談について

### 軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

- 〇 インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談は、以下で受け付けております。 専用ダイヤル 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く) 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、<u>ガイダンスに沿って</u> 「3」を押していただいてもつながります (インボイス制度及び軽減税率制度以外の 国税に関する一般的なご相談は「1」になります。)。税務署の連絡先は国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) でご案内しています。
- 〇 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話 (ガイダンスに 沿って「2」を押してください。) により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。)。



### ○下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口

### 1. 下請法に関する相談窓口

1. 「明本に関する自飲心口		
公正取引委員会	中小企業庁	
○事務総局経済取引局 取引部 企業取引課	〇中小企業庁 事業環境部 取引課	
〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合	〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1	
同庁舎第6号館B棟	TEL 03-3501-1732(直)	
TEL 03-3581-3375(直)		
〇北海道事務所 下請課	〇北海道経済産業局 産業部中小企業課	
〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1	
第3合同庁舎	札幌第 1 合同庁舎	
TEL 011-231-6300(代)	TEL 011-700-2251(直)	

### 〇東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL 022-225-8420(直)

○中部事務所 下請課〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館TEL 052-961-9424(直)

○近畿中国四国事務所 下請課 ○中部経済産業局 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 取引適正化推進室 大阪合同庁舎第4号館 〒460-8510 名古月 TEL 06-6941-2176(直) TEL 052-951-2860

〇近畿中国四国事務所 中国支所 下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 TEL 082-228-1501(代)

○近畿中国四国事務所 四国支所 下請課 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松 サンポート合同庁舎南館 TEL 087-811-1758(直)

○九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092-431-6032(直)

○沖縄総合事務局 総務部 公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇 第2地方合同庁舎 2号館 TEL 098-866-0049(直)

○東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台 合同庁舎B棟 TEL 022-221-4922(直)

○関東経済産業局 産業部適正取引推進課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL 048-600-0325(直)

○中部経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-951-2860(直)

〇近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6966-6037(直)

〇中国経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 広島合同庁舎第2号館 TEL 082-224-5745(直)

○四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松 サンポート合同庁舎北館 TEL 087-811-8564(直)

〇九州経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL 092-482-5450(直) ○沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇 第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL 098-866-1755(直)

2. 建設業法に関する相談窓口 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 TEL 03-5253-8362 (直)

### 3. 優越的地位の濫用規制に関する相談窓口

事務所名	問い合わせ先
〇公正取引委員会事務総局	
経済取引局 取引部 企業取引課	TEL 03-3581-3375(直)
〇北海道事務所 取引課	TEL 011-231-6300 (代)
〇東北事務所 取引課	TEL 022-225-7096(直)
〇中部事務所 取引課	TEL 052-961-9423(直)
〇近畿中国四国事務所 取引課	TEL 06-6941-2175(直)
〇近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	TEL 082-228-1501(代)
〇近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	TEL 087-811-1750(代)
〇九州事務所 取引課	TEL 092-431-6031(直)
〇沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	TEL 098-866-0049(直)

## インボイス制度への対応に関するQ&Aについて(概要)

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

### インボイス制度で何が変わるのか

Q1-インボイス制度が実施されて、何が変わりますか?

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

### 免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響 が生じるのですか?

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じない と考えられます。

- ①売上先が消費者又は免税事業者である場合
- ②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、 取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、 免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか?

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が 必要になりますか?

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、 課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その 場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

### 課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、 どのようなことに留意すればいいですか?

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担 しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があること にも、ご留意ください。

**Q6** 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、 どのようなことに留意すればいいですか?

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額 控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。 免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

### 独占禁止法等において問題となる行為

(Q7) 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを 検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか?

### 1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

### 2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

### 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

### 4 購入·利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

### 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

### 6 登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者 による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

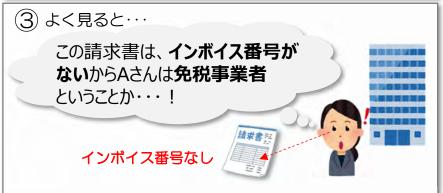
## インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

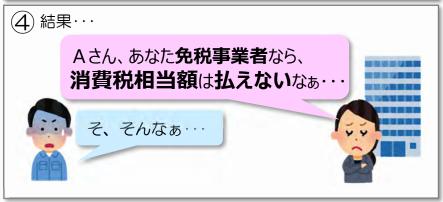
### 【事例1】

- 〇 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- O 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支 払わないことにした。











## ➤それ、下請法違反です!

発注者(買手)が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由に**して、**消費税相当額の** 一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている 「下請代金の減額」として問題になります。

### 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- 〇 その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に<u>課税転換を求めた</u>。結果、下請事業者が課税 事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



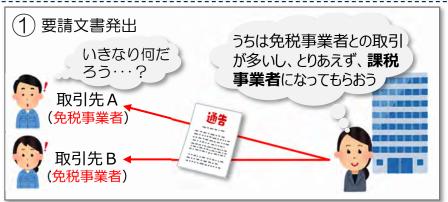


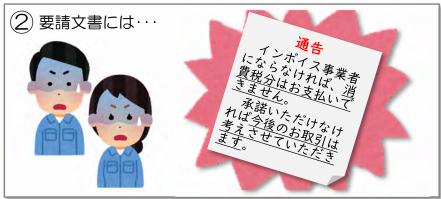
## ➤それ、下請法違反となるおそれがあります!

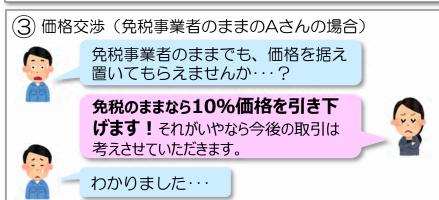
下請事業者が**課税事業者になった**にもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

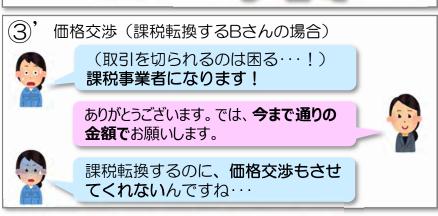
### 【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- 〇 その際、「インボイス事業者にならなければ、<u>消費税分はお支払いできません。</u>承諾いただけなければ<u>今後のお取引は考えさせていただきます。</u>」という文言を用いて要請を行った。また、<u>要請に</u> 当たっての価格交渉にも応じなかった。









# ➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります!



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

### 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入と医療機関の対応

令和 3 年 5 月 令和 4 年 11 月 一部修正 公益社団法人 日本医師会

本資料は、医療機関向けの補助資料です。制度の全般については、国税庁「適格請求書等保存方式の概要―インボイス制度の理解のために―」、国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」をご覧ください<sup>1</sup>。

### はじめに

1. 帳簿の記載事項(全業種共通)	3
2.請求書等の記載事項(全業種共通)	3
3. 仕入取引に関する対応(全業種共通)	6
4.売上取引に関する対応(医療機関の対応)	7

本資料は、厚生労働省医政局の協力の下、財務省主税局及び国税庁に確認した事項 を踏まえて作成しています。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和4年7月) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

<sup>「</sup>適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」国税庁(令和4年9月) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\_tebiki.htm

### はじめに

消費税の仕入税額控除を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した帳簿及び請求書等の保存が義務付けられています。

令和元年 10 月の軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額控除を受けるために必要とされる帳簿及び請求書等に記載すべき事項が段階的に追加されることとなりました。

令和元年9月までの従来の制度を「請求書等保存方式」といいます。

令和元年 10 月から、インボイス制度導入に向けた準備段階として「区分記 載請求書等保存方式」が施行されています。

令和5年10月から「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が 導入されます。

### 1. 帳簿の記載事項(全業種共通)

消費税の仕入税額控除を受けるためには<u>帳簿及び請求書等の保存</u>が義務付けられています。インボイス制度の導入に向けて、帳簿の記載事項も段階的に追加されます。

- (1) 従来の請求書等保存方式(令和元年9月まで)における帳簿の記載事項
  - ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
  - ②課税仕入れを行った年月日
  - ③課税仕入れの内容
  - ④課税仕入れの支払対価の額
- (2) 区分記載請求書等保存方式(令和元年 10 月から令和 5 年 9 月まで)にお ける帳簿の記載事項
  - ①~④ 同上
  - ⑤軽減税率対象資産の譲渡等に係るものについてはその旨
- (3) 適格請求書等保存方式(インボイス制度、令和 5 年 10 月から)における帳簿の記載事項
  - ①~⑤ 同上

#### 2. 請求書等の記載事項(全業種共通)

消費税の仕入税額控除を受けるために保存しなければならない請求書等の 記載事項が段階的に追加されます。

請求書、領収証、納品書などの名称にかかわらず、以下の法定記載事項を満たす書類を、それぞれ「請求書等」「区分記載請求書等」「適格請求書等」と言います。ここで「適格請求書」のことを、通称「インボイス」と言います。

### (1) 従来の請求書等(令和元年9月まで)

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容(品目等)
- ④課税取引の対価の額(税込み)
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### (2) 区分記載請求書等(令和元年 10 月から令和 5 年 9 月まで)

- ①~⑤ 同上
- ⑥軽減税率対象品目についてはその旨
- ⑦税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)

(※下線部は、(1)から新たに追加された事項)

- 軽減税率対象品目がなければ従来の請求書等と同じ。
- ・ 売り手側に交付の義務はない(従来通り)。
- ・ 3万円未満の取引は請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができる(従来通り)。
- ・ 新たに追加された記載事項(上記⑥⑦)に不備があれば、受け手(買い手)の事業者が追記してもよい。

### (3) 適格請求書(インボイス)等(令和5年10月から)

- ①~⑥ 同上
- (7)税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑧書類の作成者 (適格請求書発行事業者) の登録番号
- ⑨税率ごとの消費税額及び適用税率

(※下線部は、(2)から新たに追加された事項)

- ・ 登録を受けた「適格請求書発行事業者」でなければ発行できない。
- ・ 課税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けることができる(免税事業者が 登録を受けるには課税事業者を選択する必要がある)。
- ・ 3万円未満の取引についても適格請求書等の保存が必要(自動販売機等を除く)。
- ・ 記載事項に不備がある場合、受け手(買い手)による追記は不可。

#### (図 1) 帳簿及び請求書等の記載事項の比較



(出典:国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」令和2年8月版)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm

#### 3. 仕入取引に関する対応(全業種共通)

仕入取引に関して必要な対応は、「免税事業者」及び「簡易課税適用の課税 事業者」と、「一般課税適用の課税事業者」とで異なります。

免税事業者		
簡易課税事業者	仕入取引に関して特段の対応は不要	
	仕入税額控除を受けるためには、法定記載事項を満たす	
一般課税事業者	帳簿及び請求書等の保存が必要。請求書等については、	
	・令和5年9月までは「区分記載請求書等」	
	・令和5年10月から「適格請求書(インボイス)等」	
	の保存が必要。	

### (1) 免税事業者及び簡易課税適用の課税事業者

区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式ともに、仕入取引に関して特段の対応は必要ありません。帳簿の記載においても、請求書等の保存においても、従来通りです。(所得税又は法人税の申告のための帳簿の記載や領収書等の保存は従来通り必要です。)

### (2) 一般課税適用の課税事業者

一般課税事業者とは簡易課税事業者以外の課税事業者、即ち、実額で仕入税 額控除を受ける課税事業者です。一般課税事業者は仕入税額控除を受けるた めの要件として、法定記載事項を満たす帳簿及び請求書等の保存が従来から 義務付けられています。

そして請求書等については、令和5年9月までは「区分記載請求書等」、令和5年10月からは「適格請求書(インボイス)等」の保存が必要となります。 これらの保存がない場合、仕入税額控除を受けることができません。

※仕入取引における対応については、医療機関に特有の内容はなく、一般の 業種と共通です。

### 4. 売上取引に関する対応(医療機関の対応)

売上取引に関して必要な対応は、令和5年9月までの「区分記載請求書等」 と、令和5年10月からの「適格請求書(インボイス)等」で異なります。

「区分記載請求書等」	「適格請求書(インボイス)等」
(~令和5年9月)	(令和 5 年 10 月~)
事業者に対する軽減税率対象品目の課税	事業者に対する課税売上がある医療機
売上がある医療機関は、売上取引に関し	関は、売上取引に関し対応が必要とな
対応が必要となる。	る。(軽減税率対象品目の有無は問わな
	い)
⇒売店等での事業者への飲食料品	⇒事業者への売上がなければ
の売上がなければ影響なし	影響なし

### (1) 区分記載請求書等(令和5年9月まで)

売上取引においては、「区分記載請求書等」を交付することが必要ですが、 軽減税率対象となる売上がない場合の記載事項は、従来交付していた「請求 書等」と同様です。

なお、<u>買い手が事業者以外の場合は、特段の対応は不要です</u>(買い手の求めに応じて発行することは問題ありません)。

「区分記載請求書等保存方式」においては、3万円未満の取引であれば相手方(買い手)の事業者は区分記載請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができます。

また、新たに追加された記載事項(軽減対象品目についてはその旨、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額)については、請求書等を受け取った事業者が追記することも認められています(4 ページ 2.(2))。

### ○ 医療機関の売上取引に関する「区分記載請求書等」への対応

事業者に対して軽減税率対象品目である飲食料品を販売した場合、仕入税額 控除を行う買い手の事業者から区分記載請求書等の交付を要請される可能性 があります。ただし、医療機関においては、かなり限定的と言えます。

病院の売店において、課税事業者(企業等)の従業員が事業用の買い物と して、飲料、食品等を購入するケース

区分記載請求書等は売り手(医療機関)に交付の義務はありません。また、病院の売店はあくまで患者のためのものであり、事業者への販売を意図したものではありません。従って、事業者に対して区分記載請求書等を交付する場面は限定的ではありますが、顧客対応として以下のような対応が考えられます。

- ① 記載事項に対応したレジシステムに更新する(図 2)。
- ② 手書き用の領収証に記載事項を手書きする(図3)。
- ③ 領収証を10%用と8%用の2枚発行し、8%用に「軽減税率対象」を明記する(図4)。

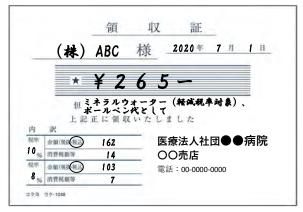
ただし、病院の売店で企業等の買い物が行われることは極めて稀であり、出来る限り最小限のコストで対応することが肝要です。

なお、不特定多数の者が訪れる売店においては、記載事項のうち「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は省略できます。

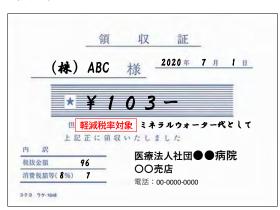
#### (図 2)



### (図 3)



### (図 4)





### (2) 適格請求書(インボイス)等(令和5年10月から)

医療機関の売上取引に関し、「適格請求書(以下、インボイス)等」への対 応が必要となるのは、事業者に対する課税売上がある医療機関です。

医療機関における事業者に対する課税売上としては、例えば、以下のようなケースが考えられます。

- ・企業から社員の健康診断や予防接種などを受託しているケース
- ・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせるケース
- ・医療機関が企業から産業医報酬を受け取っているケース(医師個人が給与として受け取るものを除く)
- ・企業からの顧問収入、受託収入、治験収入、テナント収入があるケース
- ・売店で企業等の従業員が社用の買い物をするケース

事業者に対する課税売上(標準税率か軽減税率かは問いません。)がある医療機関は、令和5年10月以降、取引先の事業者からインボイスの発行を求められる可能性があります。逆に事業者に対する課税売上がなければ、特に対応の必要はありません。

#### 事前に検討すべき「インボイス対応」とは

事業者に対する課税売上がある医療機関においては、「インボイスを発行するために必要な事業者登録の申請を行うかどうか」の検討が必要となります。

また、インボイスは課税事業者でなければ発行できませんので、免税事業者である医療機関においては、「課税事業者となる選択を行うかどうか」も含めて検討する必要があります。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けたい場合には、 原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

事業者に対する課税売上がある医療機関における令和 5 年 10 月以降の選択肢は、以下のように整理されます。

- ①登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する
- ②インボイスを発行せず消費税相当額または一定額を値引きする(値引は取引喪失のリスクを抑えるためであり、消費税法上、求められるものではない)
- ③インボイスを発行せず値引きもしない(取引喪失のリスクが高い)

上記①~③の選択を判断にあたって検討すべき事項は、以下の通りです。

- ・インボイスの発行に対する取引先の意向、ニーズ
- ・インボイスを発行するための手間とコスト(手書きで対応するか、システムで対応するかの検討含む)
- ・インボイスを発行せずに消費税相当額の値引きをした場合の負担
- ・インボイスを発行せずに取引を失った場合の損失
- ・免税事業者においては課税選択した場合の消費税納税負担(下記参照)

### ○ 免税事業者におけるインボイス対応の留意点

現在免税事業者である医療機関がインボイスを発行しようとする場合には、 課税事業者を選択しなければなりません。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、 同日から課税事業者になり納税義務が発生します。

免税事業者であり、かつ事業者に対して課税売上がある医療機関は、決して多くないと思われますが、もし該当する場合には、慎重に検討し判断する必要があります。

### ○ 医療機関がインボイスを発行する具体的ケース

医療機関が事業者に対して課税売上取引を行い、インボイスを発行する場合には、医療費の領収証(厚生労働省が定める様式の領収証書<sup>2</sup>)とは別に、インボイスの記載事項を具備した請求書・領収証等を発行することになります。具体的には以下のようなケースが考えられます。

医療機関が企業から社員の健診や予防接種などを受託しているケース、産業医としての報酬等(給与として受け取るものを除く)を受け取っているケースなど

取引先の仕入税額控除を考え、医療機関が登録事業者となりインボイスを発行する場合は、窓口の会計とは別に、パソコンまたは手書きで請求書・領収証等を作成することで対応できます。

病院の売店において、企業等の従業員が社用の買い物として、飲料、文房 具等を購入するケース

売店の売上に関し、医療機関が登録事業者となりインボイスを発行する場合は、前出 4. (1)「区分記載請求書等」の売店のケース(8ページ)で掲げた① ~③の領収証に、「登録番号」を記載すれば対応できます。

- ① 登録番号を含む記載事項に対応したレジシステムに更新する(図6)。
- ② 手書き用の領収証に登録番号を押印等し、記載事項を手書きする(図7)。
- ③ 領収証を 10%用と 8%用の 2 枚発行し、<u>登録番号を押印等し</u>、8%用には「軽減税率対象」を明記する(図 8)。

なお、不特定多数の者が購入に訪れる売店においては、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載を省略した「適格簡易請求書」を発行すれ

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付 について」令和2年3月5日,厚生労働省保険局長(保発0305第2号)

ばよいこととされています(図9)。

また、自動販売機の売上については、請求書・領収証を発行する必要はありません。

### (図6)



### (図7)



### (図8)





### (図9) 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項

